

■ 充電設備を設置する土地が借地の場合（土地の利用に関する許諾書等）

2026/10/23

借地に充電設備を設置する場合は、土地の利用に関する許諾および充電設備の保有義務期間（5年）以上において設置することの許諾を土地所有者から得る必要があります。
土地の利用に関する許諾を証する書類をアップロードし、提出してください。

【許諾書の例】

充電設備設置に関する許諾書

① ○○株式会社 殿

③ 設置場所住所 ○○県○○市○-○-○

使用目的 充電設備設置のため

④ 私所有の上記土地に、充電設備を設置することを許諾いたします。

⑤ なお、その期間は設置後5年間以上といたします。

⑥ 20○○年○○月○○

土地所有者

住所 ○○県○○市○-○-○

② 氏名 ○○ ○○

特約事項

【確認事項】下記の①～⑥が確認できる必要があります。

①賃借人

・賃借人名の記載（申請者名またはリース使用者と同一）

②賃貸人

・賃貸人（土地所有者）名の記載

③設置場所住所

・申請で入力した設置場所住所であることの記載

④許諾

・充電設備設置を許諾していることの記載

⑤期間

・充電設備の設置完了から保有義務期間（5年間）以上
許諾していることが確認できる期間の記載

⑥作成日

・作成日の記載（交付申請前に許諾を得ていることが必要）

◆ 許諾書の提出について

書式の指定はありませんが、必要事項の記載漏れなどの不備を防ぐため、
以下のフォームの利用を推奨します。

[ダウンロード](#)

■土地の許諾書（転貸借の場合）

2026/10/23

- ・借地に充電設備を設置する場合は、交付申請時までに土地所有者の許諾を得ていることが必須となります。
- ・土地の契約関係が以下のようにになっている場合の許諾書について、申請者◎は土地の所有者①から許諾書をもらう必要があります。
ただし、契約関係にない申請者◎が土地所有者①から許諾書をもらえない場合には、以下のように許諾を得る必要があります。

＜通常＞

①が◎に対して充電設備設置を
5年以上許諾することを証する書類

＜転貸借ケース①の場合＞

①②間で取り交わしている書面で、充電設備設置の
許諾が確認できる場合、以下2点が必要

- (1) ①から②宛ての
充電設備設置を5年以上許諾することを証する書類
- (2) ②から◎宛ての
充電設備設置を5年以上許諾することを証する書類

＜転貸借ケース②の場合＞

①②間で取り交わしている書面で、充電設備設置の
許諾が確認できない場合、以下2点が必要

- (1) ①②間の土地の賃貸借契約書等
- (2) **以下2点の内容を含む**②から◎宛ての
充電設備設置を5年以上許諾することを証する書類

- 1.土地の所有者との間で充電設備設置も含めた
使用許諾が取れていること
- 2.設置した充電設備を責任をもって保有義務期間内
運営できるよう②が協力すること

